

奈良県こども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十一号

奈良県こども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例

奈良県こども家庭相談センター設置条例（平成十四年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項の規定に基づく婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項の規定に基づく女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。